

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱

制定 令和元年 11 月 28 日

最近改正 令和 7 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第 28 号。以下「規則」という。）に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償（以下「給与等」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(読替規定)

第 2 条 教育委員会所管の学校の会計年度任用職員には、市長の事務部局の会計年度任用職員の例により、給与等を支給する。この場合において、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱（令和元年人事給第 12 号）第 1 条中「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第 27 号）。」とあるのは「教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第 28 号。）」と、第 3 条中「市長」とあるのは「教育長」と、第 4 条第 1 項中「別表第 1」とあるのは「教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱（以下「教委要綱」という。）別表第 1」と、同条第 2 項及び第 3 項中「別表第 2」とあるのは「教委要綱別表第 2」と、同条第 5 項中「別表第 3」とあるのは「教委要綱別表第 3」と、第 6 条第 3 項中「職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和 59 年大阪市規則第 15 号）第 15 条」とあるのは「職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和 59 年大阪市規則第 15 号）第 15 条又は教育委員会所管の学校の教員等の初任給及び昇給等の基準に関する規則（昭和 59 年大阪市規則第 17 号）第 14 条」と、第 6 条第 4 項中「別表第 3」とあるのは「教委要綱別表第 3」と、第 8 条中「総務局長」とあるのは「教育長」と、同条第 1 項第 2 号中「別表第 3」とあるのは「教委要綱別表第 3」と、同条第 4 項第 1 号の表中「消防局に所属する職員（以下「消防局職員」という。）以外の職員」とあるのは「職員の給与に関する条例（昭和 31 年大阪市条例第 29 号）第 5 条第 5 項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）以外の職員」と、同項第 2 号の表中「消防局職員」とあるのは「教育職員」と、「一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則別表第 6 イの職員に相当する区分に応じて、第 5 区分欄に掲げる割合のうち、最も高い割合及び最も低い割合以外の割合（第 8 条第 2 項に規定する職員にあっては、高い割合）」とあるのは「一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則別表第 6 エの職員に相当する区分に応じて、第 4 区分欄に掲げる割合」と、「一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則別表第 6 イの職員に相当する区分に応じて、第 5 区分欄に掲げる割合のうち、最も低い割合」とあるのは「一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

別表第6エの職員に相当する区分に応じて、第5区分欄に掲げる割合」と、第9条第1項中「総務局長」とあるのは「教育長」と、第9条の2中「総務局長」とあるのは「教育長」と、第11条第1項中「別表第4」とあるのは「教委要綱別表第4」と読み替えるものとする。

(時間額教員に関する期末手当及び勤勉手当の支給基準)

第3条 規則第9条第2項に規定する教員であつて、その者の受ける報酬が時間額の者(以下「時間額教員」という。)の期末手当については、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員を除き支給する。

- (1) 支給日の属する年度の任期を合算した期間(任期が重複する場合は、重複する期間のいずれか一の期間を合算する。)が6月末満の職員
- (2) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の職員

2 前項第2号に規定する職員とは、次の各号のいずれにも該当する職員とする。

- (1) 支給日の属する年度の時間額教員としての任期(大阪市立学校管理規則(昭和35年大阪市教育委員会規則第7号)第2条の2第1項各号に規定する休業日を除いた任期。以下この項において同じ。)について、それぞれの任期において定められた勤務時間の合計を、それぞれの任期を合算した期間(任期が重複する場合は、重複する任期のいずれか一の期間を合算する。以下「判定期間」という。)の日数で除して得た時間に、7を乗じて得た時間が、15時間30分未満である職員
- (2) 時間額教員としての任用について、判定期間における各月の1週につき定められた勤務時間が15時間30分以上である月が6月末満である職員

(時間額教員の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額)

第4条 時間額教員の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、第2条の規定にかかわらず、基準日前の6月における時間額教員としての任期の勤務について支給された規則第4条に規定する報酬のうち、給料に相当する額に地域手当に相当する額を加算した額(以下「報酬等」という。)を6で除した額(その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

2 基準日前の6月において職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(平成4年大阪市条例第85号)の適用を受ける職員であった者が時間額教員となった場合(基準日前1月以内に時間額教員となった場合を除く。)における期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、基準日前の6月における時間額教員としての任期の勤務について支給された報酬等を、当該任期(当該任期が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間(任期が重複する場合は、重複する任期のいずれか一の期間を合計した期間))の月数(当該任期が1月未満の場合にあっては1)で除して得た1月当たりの額に、基準日前の6月における条例の適用を受ける職員として在職した期間を乗じて得た額と、基準日前の6月における時間額教員としての任期の勤務について支給された報酬等を合計した額を6で除した額(その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

(自転車等の使用に係る手当額)

第5条 第1条の規定にかかわらず、報酬等を日額若しくは時間額で支給する職員の、通常手当支給規則第9条各項に規定する自転車等の使用に係る手当額は、20日を基礎として日割により計算した額とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和5年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この改正による改正後の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱別表第1から別表第3までの規定中、一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）第9条第2項の規定により令和5年12月1日を基準日とする期末手当の支給の対象となる会計年度任用職員の報酬等の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

1 この改正は、令和6年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この改正による改正後の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱別表第3の規定中((3)報酬等を時間額で支給する職の表「非常勤講師」の職にかかる報酬等に限る)、一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）第9条第2項の規定により令和5年12月1日を基準日とする期末手当の支給の対象となる会計年度任用職員の報酬等の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、通知の日から施行し、この改正による改正後の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱の規定については、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この改正による改正後の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱別表第 1 から別表第 3 までの規定中、一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成 31 年大阪市条例第 25 号）第 9 条第 2 項の規定により令和 6 年 12 月 1 日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる会計年度任用職員の報酬等の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この改正による改正後の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱別表第 3 の規定中 ((3) 報酬等を時間額で支給する職の表「非常勤講師」の職にかかる報酬等に限る)、一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成 31 年大阪市条例第 25 号）第 9 条第 2 項の規定により令和 6 年 12 月 1 日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる会計年度任用職員の報酬等の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この改正による改正後の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱別表第 1 から別表第 3 までの規定中、一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成 31 年大阪市条例第 25 号）第 9 条第 2 項の規定により令和 7 年 12 月 1 日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる会計年度任用職員の報酬等の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

別表第1

基準報酬表

給料表	職種等	区分	初任給基準		最高号給	
			号給	報酬等	号給	報酬等
行政職	事務職員、技術職員	A	11	176,436	27	196,620
		B			47	222,372
		C			67	238,032
	司書、福祉職員、介護福祉職員	A	19	184,672	35	208,452
		B			55	229,448
		C			75	242,440
	社会教育主事補、臨床心理職員	A	27	196,620	43	217,848
		B			63	235,596
		C			83	244,760
医療職(1)	医師、歯科医師	A	9	290,580	25	319,348
		B			45	360,876
		C			65	391,732
医療職(2)	薬剤師、獣医師	A	15	206,132	31	230,492
		B			51	257,636
		C			71	278,168
	医療技術職員	A	9	196,620	25	221,328
		B			45	250,444
		C			65	272,252
	栄養士	A	5	190,704	21	215,412
		B			41	244,992
		C			61	268,192
	歯科衛生士	A	1	184,904	17	209,148
		B			37	239,192
		C			57	264,132
医療職(3)	看護師	A	19	205,784	35	224,576
		B			55	241,860
		C			75	251,140
	保健師	A	23	211,004	39	228,752
		B			59	244,412
		C			79	252,648
保育士	保育士	A	9	183,396	25	199,288
		B			45	210,540
		C			65	222,140
技能労務職	技能職員	A	19	175,044	35	191,748
		B			55	207,176
		C			75	221,676
	技術作業員	A	26	182,700	42	197,200
		B			62	212,164
		C			82	226,896
	管理作業員	A	18	174,000	34	190,936
		B			54	206,248
		C			74	220,980
	給食調理員	A	17	172,840	33	189,892
		B			53	205,436
		C			73	220,284
教育職(2)	講師、助教諭、養護助教諭	A	15	197,432	31	225,040
		B			51	251,952
		C			71	269,816

備考

(1) 号給欄に掲げる数字の単位は号給、報酬等欄に掲げる数字の単位は円とする。

(2) 報酬等は、週の勤務時間が30時間である場合の額で地域手当相当額を含む額とする。

別表第2

行政職給料表2級及び医療職給料表(3)2級に係る報酬表

給料表	職種等	区分	初任給基準		最高号給	
			号給	報酬等	号給	報酬等
行政職	全職種	A	11	<u>209,032</u>	27	<u>233,624</u>
		B			47	<u>261,116</u>
医療職(3)	全職種	A	23	<u>234,320</u>	39	<u>252,996</u>
		B			59	<u>272,716</u>

備考

- (1) 号給欄に掲げる数字の単位は号給、報酬等欄に掲げる数字の単位は円とする。
- (2) 報酬等は、週の勤務時間が30時間である場合の額で地域手当相当額を含む額とする。

別表第3

職別報酬表

(1) 報酬等を月額で支給する職の表

職	給料表	職種	区分	報酬等	
				初任給基準	最高号給
給食調理業務補助員	技能労務職	給食調理員	1A	—	—
学校事務員	行政職	事務職員	1A	—	—
教頭補助員	行政職	事務職員	1A	—	—
ワークライフバランス支援員	行政職	事務職員	1A	—	—
校舎等施設維持管理補助員	技能労務職	管理作業員	1A	—	—
文書等通送業務補助員	技能労務職	管理作業員	1A	—	—
習熟等担当講師	教育職(2)	講師	1B	—	—
スクールサポートスタッフ	行政職	事務職員	1A	—	—
幼稚園介助サポーター (週25時間)	行政職	事務職員	1A	146,972	163,792
幼稚園介助サポーター (週20時間)	行政職	事務職員	1A	117,624	131,080
デザイン研究所介助補助員	行政職	事務職員	1A	—	—
デザイン研究所介助補助員 (週25時間)	行政職	事務職員	1A	146,972	163,792
デザイン研究所介助補助員 (週20時間)	行政職	事務職員	1A	117,624	131,080
特別支援教育サポーター	行政職	事務職員	1A	—	—
特別支援教育サポーター (週25時間)	行政職	事務職員	1A	146,972	163,792
特別支援教育サポーター (週20時間)	行政職	事務職員	1A	117,624	131,080
学力向上支援サポーター	行政職	事務職員	1A	—	—
学力向上支援サポーター (週25時間)	行政職	事務職員	1A	146,972	163,792
学力向上支援サポーター (週20時間)	行政職	事務職員	1A	117,624	131,080

備考

- (1) 報酬等欄に掲げる数字の単位は円とする。
- (2) 報酬等は、特段の定めがない限り週の勤務時間が30時間である場合の額で地域手当相当額を含む額とする。
- (3) 別表第1に定める区分を1A、1B、1Cとし、別表第2に定める区分を2A、2Bとする。
- (4) 別表第1又は別表第2に定める区分である場合の報酬等は、特段の定めがない限り、同表に定める額とする。

(2) 報酬等を日額で支給する職の表

職	給料表	職種	区分	報酬等	
				初任給基準	最高号給
補助作業 (行政) (7時間30分)	行政職	—	—	10,498	10,498
補助作業 (行政) (6時間)	行政職	—	—	8,398	8,398
補助作業 (医療(2)) (7時間30分)	医療職(2)	—	—	11,553	11,553
補助作業 (医療(2)) (6時間)	医療職(2)	—	—	9,245	9,245
補助作業 (医療(3)) (7時間30分)	医療職(3)	—	—	11,832	11,832
補助作業 (医療(3)) (6時間)	医療職(3)	—	—	9,465	9,465
補助作業 (保育士) (7時間30分)	保育士	保育士	—	10,927	10,927
補助作業 (保育士) (6時間)	保育士	保育士	—	8,734	8,734
学校事務員 (7時間30分)	行政職	事務職員	1A	11,020	12,284
学校事務員 (6時間)	行政職	事務職員	1A	8,816	9,825
校舎等施設維持管理補助員 (7時間30分)	技能労務職	管理作業員	1A	10,869	11,936
校舎等施設維持管理補助員 (6時間)	技能労務職	管理作業員	1A	8,700	9,546
給食調理業務補助員 (7時間30分)	技能労務職	給食調理員	1A	10,799	11,866
給食調理業務補助員 (6時間)	技能労務職	給食調理員	1A	8,642	9,488

備考

- (1) 報酬等欄に掲げる数字の単位は円とする。
- (2) 報酬等は、その職の勤務時間に応じた額で地域手当相当額を含む額とする。
- (3) 別表第1に定める区分を1A、1B、1Cとし、別表第2に定める区分を2A、2Bとする。

(3) 報酬等を時間額で支給する職の表

職	給料表	職種	区分	報酬等	
				初任給基準	最高号給
補助作業 (行政)	行政職	—	—	1,400	1,400
補助作業 (医療(2))	医療職(2)	—	—	1,540	1,540
補助作業 (医療(3))	医療職(3)	—	—	1,578	1,578
補助作業 (保育士)	保育士	保育士	—	1,455	1,455
スクールサポートスタッフ	行政職	事務職員	1A	1,469	1,637
非常勤講師	—	—	—	3,010	3,010
部活動指導員	行政職	—	—	2,666	2,666
幼稚園介助サポーター	行政職	事務職員	1A	1,469	1,637
デザイン研究所介助補助員	行政職	事務職員	1A	1,469	1,637
特別支援教育サポーター	行政職	事務職員	1A	1,469	1,637
学力向上支援サポーター	行政職	事務職員	1A	1,469	1,637
学校事務員	行政職	事務職員	1A	1,469	1,637
校舎等施設維持管理補助員	技能労務職	管理作業員	1A	1,450	1,591
給食調理業務補助員	技能労務職	給食調理員	1A	1,440	1,582

備考

- (1) 報酬等欄に掲げる数字の単位は円とする。
- (2) 報酬等は、勤務1時間当たりの額で地域手当相当額を含む額とする。
- (3) 別表第1に定める区分を1A、1B、1Cとし、別表第2に定める区分を2A、2Bとする。

別表第4

初任給基準が2級である職の外部経歴期間に対する初任給号給の早見表

ア 行政職給料表

外部経歴期間	職種及び外部経歴期間の起点	
	事務・技術	臨床心理職員
	高校卒	大学卒
12月以下	11号給	11号給
13月		
14月		
15月		
16月		12号給
17月		
18月		
19月		13号給
20月		
21月		
22月		14号給
23月		
24月		
25月		15号給
26月		
27月		
28月		16号給
29月		
30月		
31月		17号給
32月		
33月		
34月		18号給
35月		
36月		
37月		19号給
38月		
39月		
40月		20号給
41月		
42月		
43月		21号給
44月		
45月		
46月		22号給
47月		
48月		
49月		23号給
50月		
51月		
52月		24号給
53月		
54月		
55月		25号給
56月		
57月		
58月		26号給
59月		
60月		
61月		27号給【2A】
62月		
63月	12号給	28号給
64月		
65月		
66月		
67月	13号給	29号給
68月		

69月	14号給	30号給
70月		
71月	15号給	31号給
72月		
73月	16号給	32号給
74月		
75月	17号給	33号給
76月		
77月	18号給	34号給
78月		
79月	19号給	35号給
80月		
81月	20号給	36号給
82月		
83月	21号給	37号給
84月		
85月	22号給	38号給
86月		
87月	23号給	39号給
88月		
89月	24号給	40号給
90月		
91月	25号給	41号給
92月		
93月	26号給	42号給
94月		
95月	27号給【2A】	43号給
96月		
97月	28号給	44号給
98月		
99月	29号給	
100月		
101月	30号給	
102月		
103月	31号給	
104月		
105月	32号給	
106月		
107月	33号給	
108月		
109月	34号給	
110月		
111月	35号給	
112月		
113月	36号給	
114月		
115月	37号給	
116月		
117月	38号給	
118月		
119月	39号給	
120月		
121月	40号給	
122月		
123月	41号給	
124月		
125月	42号給	
126月		
127月	43号給	
128月		
129月	44号給	
130月		
131月		
132月		
133月		

134月	34号給	45号給
135月		
136月	35号給	46号給
137月		
138月	36号給	47号給【2B】
139月		
140月	37号給	47号給【2B】
141月		
142月	38号給	47号給【2B】
143月		
144月	39号給	47号給【2B】
145月		
146月	40号給	47号給【2B】
147月		
148月	41号給	47号給【2B】
149月		
150月	42号給	47号給【2B】
151月		
152月	43号給	47号給【2B】
153月		
154月	44号給	47号給【2B】
155月		
156月	45号給	47号給【2B】
157月		
158月	46号給	47号給【2B】
159月		
160月	47号給【2B】	47号給【2B】
161月		
162月	47号給【2B】	47号給【2B】
163月		
164月	47号給【2B】	47号給【2B】
165月		
166月	47号給【2B】	47号給【2B】
167月		
168月	47号給【2B】	47号給【2B】
169月		
170月	47号給【2B】	47号給【2B】
171月		
172月	47号給【2B】	47号給【2B】
173月		
174月	47号給【2B】	47号給【2B】
175月		
176月	47号給【2B】	47号給【2B】
177月		
178月	47号給【2B】	47号給【2B】
179月		
180月	47号給【2B】	47号給【2B】
181月		
182月	47号給【2B】	47号給【2B】
183月		
184月	47号給【2B】	47号給【2B】
185月		
186月	47号給【2B】	47号給【2B】
187月		
188月	47号給【2B】	47号給【2B】
189月		
190月	47号給【2B】	47号給【2B】
191月		
192月以上	47号給【2B】	

備考

- (1) 外部経歴期間欄に掲げる月数は、職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則別表第2に規定する医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける者の項に定める基準に従い算出した月数とする（次表において同じ）。
- (2) 事務・技術欄に掲げる号給は、外部経歴期間から60月を控除した月数を3月（当該月数の60月を超える部分にあっては4.5月）で除して得た数（1未満の端数切捨て）を11号給に加えて算出する。
- (3) 臨床心理職員欄に掲げる号給は、外部経歴期間から12月を控除した月数を3月（当該月数の60月を超える部分にあっては4.5月）で除して得た数（1未満の端数切捨て）を11号給に加えて算出する。

イ 医療職給料表 (3)

外部経歴期間	職種及び外部経歴期間の起点	
	看護師	保健師
	2年制の看護師養成所卒	2年制の看護師養成所卒後、 1年制の保健師養成所卒
48月以下		
49月		23号給
50月		
51月		
52月		24号給
53月		
54月		
55月		25号給
56月		
57月		
58月		26号給
59月		
60月		
61月		27号給
62月		
63月		
64月	24号給	28号給
65月		
66月		
67月	25号給	29号給
68月		
69月		
70月	26号給	30号給
71月		
72月		
73月	27号給	31号給
74月		
75月		
76月	28号給	32号給
77月		
78月		
79月	29号給	33号給
80月		
81月		
82月	30号給	34号給
83月		
84月		
85月	31号給	35号給
86月		
87月		
88月	32号給	36号給
89月		
90月		
91月	33号給	37号給
92月		
93月		
94月	34号給	38号給
95月		
96月		
97月	35号給	39号給【2A】
98月		
99月		
100月	36号給	40号給
101月		

102月	37号給	41号給	
103月		42号給	
104月	38号給		42号給
105月	39号給【2A】		43号給
106月			
107月			
108月			
109月			
110月			
111月	40号給	同種フル期間のみ	同種フル期間が108月以下
112月		44号給	43号給
113月			44号給
114月	41号給		45号給
115月			
116月			
117月	42号給		46号給
118月			
119月	43号給		47号給
120月			
121月			
122月			
123月	同種フル期間のみ	同種フル期間が120月以下	46号給
124月	44号給	43号給	
125月		44号給	47号給
126月			48号給
127月			
128月			
129月	46号給	45号給	50号給
130月			48号給
131月			
132月			
133月	47号給	46号給	51号給
134月			49号給
135月			
136月			
137月			
138月	49号給	47号給	53号給
139月			50号給
140月			
141月	50号給	48号給	54号給
142月			51号給
143月			
144月			
145月			52号給
146月			
147月	52号給	49号給	56号給
148月			52号給
149月			
150月			
151月	53号給	50号給	57号給
152月			53号給
153月			
154月			
155月			
156月	55号給	51号給	54号給
157月			
158月			
159月	56号給	52号給	55号給
160月			
161月			
162月			
163月			
164月			

165月	58号給 59号給【2B】	53号給 54号給 55号給 56号給 57号給	56号給 57号給 58号給 59号給【2B】
166月			
167月			
168月			
169月			
170月			
171月			
172月			
173月			
174月			
175月			
176月			
177月			
178月			
179月			
180月			
181月			
182月			
183月			
184月			
185月			
186月			
187月			
188月			
189月			
190月			
191月			
192月以上			

備考

(1) この表において「同種フル期間」とは、同種かつ38時間45分以上の勤務時間である職務に従事した期間とする。

(2) 看護師欄に掲げる号給は、次に表に定める数（1未満の端数切捨て）を23号給に加えて算出している。

外部経歴期間の組み合わせ	同種フル期間の月数	号給の算出方法
同種フル期間のみ	—	外部経歴期間から60月を控除した月数を3月で除して得た数
その他の期間のみ	—	外部経歴期間から60月を控除した月数を3月（当該月数の60月を超える部分にあっては4.5月）で除して得た数
同種フル期間とその他の期間の混在	120月以下	次の各号に定める数を合計した数
	120月超 (※)	(1)同種フル期間から60月を控除した月数を3月で除して得た数（端数切捨て） (2)その他の期間（前号で端数が生じた場合は、端数に3月を乗じた数を加えた期間）を4.5月で除して得た数

※早見表に示すことができないため、個別の算出を要する（次表において同じ）。

(3) 保健師欄に掲げる号給は、次に表に定める数（1未満の端数切捨て）を23号給に加えて算出している。

外部経歴期間の組み合わせ	同種フル期間の月数	号給の算出方法
同種フル期間のみ	—	外部経歴期間から48月を控除した月数を3月で除して得た数
その他の期間のみ	—	外部経歴期間から48月を控除した月数を3月（当該月数の60月を超える部分にあっては4.5月）で除して得た数
同種フル期間とその他の期間の混在	108月以下	次の各号に定める数を合計した数
	108月超 (※)	(1)同種フル期間から48月を控除した月数を3月で除して得た数（端数切捨て） (2)その他の期間（前号で端数が生じた場合は、端数に3月を乗じた数を加えた期間）を4.5月で除して得た数